

鳥取県告示第343号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月12日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
有限会社岡本薬局 代表取締役 岡本 清一	鳥取市立川町六 丁目248	有限会社岡本薬局	鳥取市立川町六丁目 248	居宅療養管理 指導	平成21年4月 30日